

京都市交通局管理規程 6 - 7 (京都市乗合自動車乗車細則) の一部を
次のように改正する。

平成 17 年 9 月 1 日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田 與三右衛門

第 4 条第 1 項中「敬老乗車証」を「京都市敬老乗車証条例第 2 条第 1 号に
規定する第 1 種敬老乗車証 (以下「敬老乗車証」という。)」に改める。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)